

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6337870号
(P6337870)

(45) 発行日 平成30年6月6日(2018.6.6)

(24) 登録日 平成30年5月18日(2018.5.18)

(51) Int.Cl.

A63F 7/02 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z
A 6 3 F 7/02 3 1 6 A
A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

請求項の数 7 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2015-219071 (P2015-219071)
 (22) 出願日 平成27年11月9日 (2015.11.9)
 (62) 分割の表示 特願2014-130165 (P2014-130165)
 原出願日 平成26年6月25日 (2014.6.25)
 (65) 公開番号 特開2016-26823 (P2016-26823A)
 (43) 公開日 平成28年2月18日 (2016.2.18)
 審査請求日 平成29年6月23日 (2017.6.23)

(73) 特許権者 599104196
 株式会社サンセイアールアンドディ
 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11番1
 3号
 (74) 代理人 100112472
 弁理士 松浦 弘
 (74) 代理人 100188226
 弁理士 池田 俊達
 (74) 代理人 100202223
 弁理士 軸見 可奈子
 (72) 発明者 稲垣 忠
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番1
 3号 株式会社サンセイアールアンドディ
 内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊技機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊技球が流下可能な遊技領域を前面に備えた遊技板と、
 前記遊技板の前面から突出し、前記遊技領域のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置された側方境界面を有する側方境界部材と、
 前記遊技領域に配置され、遊技状況に応じた演出を行う遊技演出部と、
 前記遊技演出部の側縁部に配置されて前記遊技板の前面から突出し、前記遊技板の左右方向で前記側方境界面に対向した演出部材側縁突壁と、
 前記遊技板の前面から突出し、前記遊技領域のうち前記演出部材側縁突壁と前記側方境界面とに挟まれた側部領域を、遊技球が流下可能な複数の流下経路に分割する流下経路分割突部とを備えた遊技機において、

前記側方境界面に開口するか又は、前記側方境界面と隣り合わせに配置されて上方に開口し、遊技球が入球又は通過可能であると共に入球又は通過したときに遊技者に利益を付与する側方境界入賞口と、

前記側方境界入賞口の開口縁から前記演出部材側縁突壁に向かって斜め上方に延びて前記側方境界入賞口に遊技球を誘導可能な入賞ガイド面を有する誘導部材と、

前記誘導部材と前記演出部材側縁突壁との間に設けられ、前記側方境界入賞口から外れた遊技球が通過可能な側方外れ球通過路とが備えられ、

前記側方境界入賞口の上方位置には、前記側方境界面から前記演出部材側縁突壁に向かって張り出し、上方から受けた遊技球を斜め下方に案内する張出部と、その張出部の先端

から斜め下方に、遊技球 1 つ以上 2 つ未満の間隔を空けた位置に配置され、前記張出部から受けた遊技球を斜め下方に案内する前記流下経路分割突部とが設けられて、
前記張出部と前記流下経路分割突部とを結ぶ線の延長線が前記側方境界入賞口から外れる配置になっていることを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記流下経路分割突部は、前記側部領域のうち前記側方境界入賞口より上方に配置され、

前記入賞ガイド面の最上端位置と前記側方境界面とを水平に結ぶ線分を、前記入賞ガイド面の最上端位置を中心に下方から上方に回動して最初に前記流下経路分割突部に接したときのその線分を入賞境界線分と共に、前記入賞境界線分と前記入賞ガイド面と前記側方境界面とに囲まれた領域を、前記入賞境界線分と前記入賞ガイド面と前記側方境界面とに囲まれていない領域よりも前記側方境界入賞口に入球又は通過し易い高確率流下領域とし、その高確率流下領域が 1 つ以上の遊技球が進入可能な大きさになるように前記流下経路分割突部を配置し、かつ前記側方境界面と前記入賞境界線分との交差部には遊技球が入球可能な入球部を設けないことを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。10

【請求項 3】

前記入賞境界線分が接する前記流下経路分割突部は、遊技球が内側を通過可能な門形構造をなした入球ゲートであり、前記側方境界面と前記演出部材側縁突壁との間が、前記入球ゲートの内側の第 1 流下経路と、前記入球ゲートより前記演出部材側縁突壁側の第 2 流下経路と、前記入球ゲートより前記側方境界面側の第 3 流下経路とに分割されていることを特徴とする請求項 2 に記載の遊技機。20

【請求項 4】

前記遊技板の前面から突出し、前記遊技領域を囲む包囲壁と、
 前記遊技領域内における前記演出部材側縁突壁の側方位置で前記遊技板の前面から突出し、前記包囲壁に宛がわれたサイド突部とが備えられ、
 前記包囲壁の一部と前記サイド突部とから前記側方境界部材は構成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。

【請求項 5】

前記遊技板の前面には、前記側方境界面と隣り合わせになる位置に前面開口が形成され、その前面開口の下縁部を中心にして前後に回動する前後回動蓋を設けて、前記前後回動蓋が前側に回動して開状態になったときは前記前後回動蓋と前面開口との間に上方に開口した前記側方境界入賞口が形成される一方、前記前後回動蓋が後側に回動して閉状態になったときは前記前後回動蓋の前方を遊技球が通過可能となるように構成したことを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。30

【請求項 6】

前記側方境界面に前記側方境界入賞口が開口すると共に、その側方境界入賞口の下縁部を中心にして左右に回動して前記側方境界入賞口を開閉する左右回動蓋を設け、前記側方境界入賞口を開いたときの前記左右回動蓋を前記誘導部材としたことを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記遊技板のうち前記側方境界面と前記演出部材側縁突壁に挟まれた部分の少なくとも一部が、前記遊技板の裏側を視認可能とする透光部材で構成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技板の前面に遊技球が流下可能な遊技領域を備えて、その遊技領域が包囲壁によって囲まれた遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

従来の遊技機は、一般に、遊技の演出を行う液晶モニタを遊技領域の中央に備え、その液晶モニタの側縁部から遊技板の前方に突出した演出部材側縁突壁と包囲壁とが遊技板の左右方向で対向している。そして、遊技領域のうち演出部材側縁突壁と包囲壁とに挟まれた側部領域に、遊技球が通過可能なゲートや、所謂、風車等が配置される一方、側部領域を通過した遊技球が流下する下部領域に、常時開放の一般入賞口、回動扉によって開閉される大入賞口、及び各入賞口に遊技球をガイドする誘導部材等が配置されている（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

10

【特許文献1】特開2007-252629号（図3）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、上記した従来の遊技機では、遊技領域における下部領域に比べて側部領域では遊技球の流下の変化が乏しく、側部領域の有効利用が図られていないことが問題になっていた。

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたもので、遊技領域における側部領域の有効利用を図ることが可能な遊技機の提供を目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明に係る遊技機は、遊技球が流下可能な遊技領域を前面に備えた遊技板と、遊技板の前面から突出し、遊技領域のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置された側方境界面を有する側方境界部材と、遊技領域に配置され、遊技状況に応じた演出を行う遊技演出部と、遊技演出部の側縁部に配置されて遊技板の前面から突出し、遊技板の左右方向で側方境界面に対向した演出部材側縁突壁と、遊技板の前面から突出し、遊技領域のうち演出部材側縁突壁と側方境界面とに挟まれた側部領域を、遊技球が流下可能な複数の流下経路に分割する流下経路分割突部とを備えた遊技機において、側方境界面に開口するか又は、側方境界面と隣り合わせに配置されて上方に開口し、遊技球が入球又は通過可能であると共に入球又は通過したときに遊技者に利益を付与する側方境界入賞口と、側方境界入賞口の開口縁から演出部材側縁突壁に向かって斜め上方に延びて側方境界入賞口に遊技球を誘導可能な入賞ガイド面を有する誘導部材と、誘導部材と演出部材側縁突壁との間に設けられ、側方境界入賞口から外れた遊技球が通過可能な側方外れ球通過路とが備えられ、側方境界入賞口の上方位置には、側方境界面から演出部材側縁突壁に向かって張り出し、上方から受けた遊技球を斜め下方に案内する張出部と、その張出部の先端から斜め下方に、遊技球1つ以上2つ未満の間隔を空けた位置に配置され、張出部から受けた遊技球を斜め下方に案内する流下経路分割突部とが設けられて、張出部と流下経路分割突部とを結ぶ線の延長線が側方境界入賞口から外れる配置になっているところに特徴を有する。

30

【0007】

請求項2の発明は、請求項1に記載の遊技機において、流下経路分割突部は、側部領域のうち側方境界入賞口より上方に配置され、入賞ガイド面の最上端位置と側方境界面とを水平に結ぶ線分を、入賞ガイド面の最上端位置を中心下方向から上方に回動して最初に流下経路分割突部に接したときのその線分を入賞境界線分とすると共に、入賞境界線分と入賞ガイド面と側方境界面とに囲まれた領域を、入賞境界線分と入賞ガイド面と側方境界面とに囲まれていない領域よりも側方境界入賞口に入球又は通過し易い高確率流下領域とし、その高確率流下領域が1つ以上の遊技球が進入可能な大きさになるところに特徴を有する。

請求項3の発明は、請求項2に記載の遊技機において、入賞境界線分が接する流下経路

40

50

分割突部は、遊技球が内側を通過可能な門形構造をなした入球ゲートであり、側方境界面と演出部材側縁突壁との間が、入球ゲートの内側の第1流下経路と、入球ゲートより演出部材側縁突壁側の第2流下経路と、入球ゲートより側方境界面側の第3流下経路とに分割されているところに特徴を有する。

【0008】

請求項3の発明は、請求項1又は2に記載の遊技機において、遊技板の前面から突出し、遊技領域を囲む包囲壁と、遊技領域内における演出部材側縁突壁の側方位置で遊技板の前面から突出し、包囲壁に宛がわれたサイド突部とが備えられ、包囲壁の一部とサイド突部とから側方境界部材は構成されているところに特徴を有する。

【0013】

10

請求項5の発明は、請求項1乃至4の何れか1の請求項に記載の遊技機において、遊技板の前面には、側方境界面と隣り合わせになる位置に前面開口が形成され、その前面開口の下縁部を中心にして前後に回動する前後回動蓋を設けて、前後回動蓋が前側に回動して開状態になったときは前後回動蓋と前面開口との間に上方に開口した側方境界入賞口が形成される一方、前後回動蓋が後側に回動して閉状態になったときは前後回動蓋の前方を遊技球が通過可能となるように構成したところに特徴を有する。

【0014】

請求項6の発明は、請求項1乃至4の何れか1の請求項に記載の遊技機において、側方境界面に側方境界入賞口が開口すると共に、その側方境界入賞口の下縁部を中心にして左右に回動して側方境界入賞口を開閉する左右回動蓋を設け、側方境界入賞口を開いたときの左右回動蓋を誘導部材としたところに特徴を有する。

20

【0016】

請求項7の発明は、請求項1乃至6の何れか1の請求項に記載の遊技機において、遊技板のうち側方境界面と演出部材側縁突壁に挟まれた部分の少なくとも一部が、遊技板の裏側を視認可能とする透光部材で構成されているところに特徴を有する。

【発明の効果】

【0017】

[請求項1の発明]

請求項1の遊技機では、遊技領域のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置された側方境界面に側方境界入賞口が設けられているという今までにない構成を有する。そして、側方境界入賞口の開口縁から演出部材側縁突壁に向かって誘導部材が延びて、誘導部材と演出部材側縁突壁との間が、側方境界入賞口から外れた遊技球が通過可能な側方外れ球通過路になっているので、側部領域を流下した遊技球は、側方境界入賞口に直接入賞するか、誘導部材にガイドされて入賞するか、或いは、側方境界入賞口から外れて側方外れ球通過路を通過するかにランダムに分かれ、遊技領域における側部領域での遊技球の流下に興味を抱かせることが可能となる。

30

【0018】

[請求項2の発明]

請求項2の遊技機では、流下経路分割突部は、側部領域のうち側方境界入賞口より上方に配置され、入賞ガイド面の最上端位置と側方境界面とを水平に結ぶ線分を、入賞ガイド面の最上端位置を中心に下方から上方に回動して最初に流下経路分割突部に接したときのその線分を入賞境界線分とすると共に、入賞境界線分と入賞ガイド面と側方境界面とに囲まれた領域を、それ以外の領域よりも側方境界入賞口に入球又は通過し易い高確率流下領域とすると、高確率流下領域内には流下経路分割突部が無いことになるので、高確率流下領域内での遊技球の流下方向の変化は少ない。つまり、入賞境界線分を側方境界入賞口への実質的な側方境界入賞口と見なすことができる。そして、高確率流下領域が1つ以上の遊技球が進入可能な大きさになっているので、実質的な側方境界入賞口である入賞境界線分を通過した遊技球が高確率流下領域を移動して側方境界入賞口へと入球する様子を遊技者は、視認して楽しむことが可能となる。これにより、遊技領域における側部領域での遊技球の流下により一層高い興味を抱かせることができ、側部領域の有効利用を図ることが

40

50

可能になる。なお、高確率流下領域には、遊技球の流下経路を複数に分割する流下経路分割突部がなければよく、遊技球の流下経路を分割せずに単に遊技球と衝突し得る障害突部であれば、高確率流下領域に設けてもよいし、また設けなくてもよい。具体的には、例えば、障害突部を設ける場合は、側方境界面から遊技球1つ分未満離れた位置に障害突部としての釘や、遊技板から突出した障害突壁を設けてもよいし、また障害突部を設けなくてよい。

【請求項3の発明】

請求項3の遊技機によれば、入賞境界線分が接する流下経路分割突部を入球ゲートにしたので、釘にした場合に比べて、側部領域における遊技球の流下が複雑になり、趣向性を向上させることが可能となる。

10

【0019】

【請求項4の発明】

側方境界部材は、請求項4の構成のように、遊技領域を包囲する包囲壁の一部とその包囲壁に宛がわれたサイド突部で構成されていてもよいし、包囲壁のみで構成されていてもよい。また、側方境界部材を包囲壁のみで構成した場合には、例えば、包囲壁の一部を例えばブロック構造にして、そのブロック構造の包囲壁の側方境界面に側方境界入賞口を開口させてもよい。

【0024】

【請求項5の発明】

請求項5の遊技機では、遊技板の前面のうち側方境界面と隣り合わせになる位置に前面開口を設けて、その前面開口の下縁部を中心回動する前後回動蓋で開閉可能とし、前後回動蓋が開状態になったときに前後回動蓋と前面開口との間に上方に開口した側方境界入賞口が形成されるようにしたので、常時開放した側方境界入賞口を設けた場合に比べて、遊技領域における側部領域での遊技球の流下に変化が生じて、より一層高い興味を抱かせることができ、側部領域の有効利用を図ることが可能となる。

20

【0025】

【請求項6の発明】

請求項6の遊技機では、側方境界入賞口が側方境界面に開口し、その側方境界入賞口の下縁部を中心にして左右に回動する左右回動蓋にて側方境界入賞口が開閉されるので、常時開放した側方境界入賞口を設けた場合に比べて、遊技領域における側部領域での遊技球の流下に変化が生じて、より一層高い興味を抱かせることができ、側部領域の有効利用を図ることが可能となる。

30

【0027】

【請求項7の発明】

請求項7の遊技機では、遊技板のうち側方境界面と演出部材側縁突壁に挟まれた部分の少なくとも一部が透光部材で構成されているので、遊技板の裏側を視認して楽しむことが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0028】

【図1】本発明の第1実施形態に係るパチンコ遊技機の遊技板の正面図

40

【図2】遊技領域における右側の側部領域の部分拡大図

【図3】第2大入賞口が開いた状態の右側の側部領域の部分拡大図

【図4】第2大入賞口が閉じた状態の右側の側部領域の部分拡大図

【図5】賞球処理部品の平面図

【図6】第2実施形態の右側の側部領域の部分拡大図

【図7】第3実施形態の右側の側部領域の部分拡大図

【図8】他の実施形態(1)の遊技板の正面図

【図9】他の実施形態(2)の遊技板の正面図

【図10】他の実施形態(3)の遊技板の正面図

【発明を実施するための形態】

50

【0029】

[第1実施形態]

以下、本発明を適用したパチンコ遊技機に係る第1実施形態を図1～図5に基づいて説明する。なお、以下の説明において、遊技者がパチンコ遊技機と対向する方向を「前後方向」といい、パチンコ遊技機のうち遊技者と対向する面を「前面」、その反対側の面を「後面」ということとする。また、パチンコ遊技機を構成する各部位又は各部品の説明において「右側」とは、パチンコ遊技機の前面側からその各部位又は各部品を見た場合の右側をいい、その反対側を「左側」ということとする。

【0030】

本実施形態のパチンコ遊技機は、図1に示した遊技板11を図示しない遊技枠に固定して備え、その遊技枠のガラス窓を通して遊技板11の遊技領域R1を視認することができるようになっている。そして、遊技枠の前面右下角部に備えた操作ノブを操作することで、遊技球が、順次、遊技領域R1に向けて弾き出される。10

【0031】

遊技領域R1は、遊技板11の前面に備えたガイドレール12（本発明の「包囲壁」に相当する）によって囲まれている。ガイドレール12は、帯状の金属板を円弧状に湾曲させてなる第1～第3の板金レール12A, 12B, 12Cによって構成されている。第1板金レール12Aは、左半円部12Dと右下底部12Eと右湾曲部12Fとからなり、遊技領域R1の上部を除く全体を包囲している。左半円部12Dは、円を縦割りしたときの左側半円の上端部を切除した形状をなし、遊技領域R1の左上部分から下端部までを左側方から覆っている。右下底部12Eは、左半円部12Dの下端部から水平方向に対して緩やかに右上がりに傾斜して伸びかつ上端部が湾曲して鉛直上方を向いている。右湾曲部12Fは、右下底部12Eの上端から鉛直上方に伸びてからその鉛直方向に対して緩やかに左に傾斜してから、再度、短く鉛直に伸び、上端部は右側に屈曲している。20

【0032】

第2板金レール12Bは、一端部が右湾曲部12Fの上端に突き合わされると共に、円弧状をなして遊技領域R1の上部を覆うと共に、第1板金レール12Aの左上端部の外側を通過して遊技板11の下端まで伸びている。また、第3板金レール12Cは、第1板金レール12Aの左半円部12Dに外側（左側）から重ねられた円弧部の下端にその円弧部の接線上に伸びた直線部を備え、その直線部が遊技板11の下端まで伸びている。そして、前記した操作ノブを操作することで遊技板11の下方から遊技球が発射されて、その遊技球が第2と第3の板金レール12B, 12Cの間を上方に向かい、第2板金レール12Bと第1板金レール12Aの左上端部との間の入場口12Jを通過して遊技領域R1内に進入して流下する。30

【0033】

遊技領域R1には、例えば、その下側略1/5より上側の領域で半分以上の開口面積を占める貫通孔（図示せず）が形成され、その貫通孔に前方から表示装飾枠23が嵌め込まれている。また、遊技板11の後面側における貫通孔の開口縁には、液晶モジュール13M（詳細には、TFT-LCDモジュール）が取り付けられ、その液晶モジュール13Mの液晶画面13Gが表示装飾枠23を通して前方に臨んでいる。そして、表示装飾枠23の内側の表示窓23Wとその奥側の液晶画面13Gとから、本発明「遊技演出部」に相当するメイン表示演出部13が構成されている。40

【0034】

遊技板11は、透光部材の一部に装飾用の図柄を付した構造になっている。また、液晶モジュール13Mの液晶画面13Gは、表示装飾枠23の表示窓23Wより大きな図1の破線で示した四角形Sになっていて、液晶画面13Gの一部が遊技板11を通して透視することができる。特に、遊技領域R1のうち右側の側部領域における下端部で液晶画面13Gの右下角部近傍を遊技板11を通して透視することができる。

【0035】

表示装飾枠23のうち上辺部分及び両側辺部分には、遊技板11より前方に突出した進50

入規制壁 23D（本発明の「演出部材側縁突壁」に相当する）が備えられて、表示窓 23W の上辺と両側辺から表示窓 23W 内に遊技球が進入することを規制している。

【0036】

表示装飾枠 23 の下辺部内面は、下方に膨らむように湾曲したステージ 23S になっている。また、進入規制壁 23D の左側下部には、遊技領域 R1 を流下する遊技球をステージ 23S に導入する導入路 23G が設けられている。そして、導入路 23G を通過した遊技球がステージ 23S 上を転動し、ステージ 23S の中央部に備えた複数の排出部 23T の何れかから前方に落下するようになっている。

【0037】

進入規制壁 23D の上面は、左側端部を除く全体が上方に膨らむように湾曲していて、その進入規制壁 23D とガイドレール 12との間に遊技球が 1 つずつ通過可能な上部通路 23U になっている。

【0038】

図 2～図 4 には、遊技領域 R1 の右側部分が拡大して示されると共に、遊技板 11 の前面から突出した部分（遊技球が前方を通過できない程度の突出部分。釘は除く）に実線のハッチングが付されている。なお、図 3 の一点鎖線のハッチングは、後述する高確率流下領域 K である。図 2 に示すように、進入規制壁 23D の右側上部は、ガイドレール 12 の第 1 板金レール 12A のうち上端寄り位置から上下方向の中間部に亘る範囲で鉛直方向に対して傾斜している部分に宛がわれている。そして、その進入規制壁 23D の右側上部に、本発明に係る蛇行ガイド部 23E が形成されている。蛇行ガイド部 23E は、遊技球が 1 つずつ通過可能な幅の蛇行した溝状になっている。詳細には、蛇行ガイド部 23E の溝におけるメイン表示演出部 13 側の一方の内側面 23E1 は、右下がりの階段状をなし、その階段の各段差面における下端部には傾斜面が形成されている。また、他方の内側面 23E2 も階段形状をなして、その階段の各段差面における上端部に傾斜面が形成されている。

【0039】

進入規制壁 23D に右側部分における表示装飾枠 23 の下方には、ガイドレール 12 の右湾曲部 12F に向かって突出した第 1 山部 24 と第 2 山部 25 とが設けられている。それら第 1 及び第 2 の山部 24, 25 の頂点位置は、遊技板 11 の左右方向で略同一或いは第 1 の山部 24 の方が第 2 の山部 25 よりも左右方向に張り出して設けられている。また、第 1 及び第 2 の山部 24, 25 は、共に上側に右下がりの傾斜面、下側に左下がりの傾斜面を有している。各傾斜面は水平方向に対して 45 度～60 度の角度で傾斜している。そして、第 2 山部 25 における上側の傾斜面が本発明に係る第 2 傾斜ガイド部 25A について、その第 2 傾斜ガイド部 25A の下り方向の長さは、遊技球の直径の 1～2 倍程度になっている。また、進入規制壁 23D の右側下部の外面は、第 2 山部 25 の下側の傾斜面の下端部から鉛直下方に延びてから、遊技領域 R1 の左右方向の中央より位置まで左下方に向かって延びている。

【0040】

図 1 に示すように、遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の左側の側部領域には、第 1 始動ゲート 18A と風車 17 とが設けられている。第 1 始動ゲート 18A は、遊技球が通過可能な門形構造をなし、進入規制壁 23D の外面のうち左側上端寄り位置に配置されて進入規制壁 23D と一体的に構成されている。また、風車 17 は、表示装飾枠 23 の左側の側部領域の下端部に配置され、遊技球の当接により任意の方向に回転する。

【0041】

表示装飾枠 23 の横方向の中央下方には、第 1 始動入賞口 14A と第 2 始動入賞口 14B とが上下並べて設けられている。第 1 始動入賞口 14A は、遊技板 11 の前面から突出し、上方に向かって常時開放したポケット構造をなしている。第 2 始動入賞口 14B は、第 1 始動入賞口 14A の真下に配置され、遊技板 11 の前面に開口している。また、第 2 始動入賞口 14B には、その下側開口縁を中心に前後に回動する可動扉 14C が設けられ、通常は、可動扉 14C が起立して第 2 始動入賞口 14B への遊技球の入球（入賞）が規

10

20

30

40

50

制されている。そして、後述する所定の条件が成立すると可動扉 14C が前に倒れ、その可動扉 14C を案内にして遊技球が第 2 始動入賞口 14B に入賞可能になる。また、第 2 始動入賞口 14B の両横と真下とには、アウト口 16 が開口していて、第 1 及び第 2 の始動入賞口 14A, 14B を含む何れの入賞口にも入賞できなかった遊技球がアウト口 16 に取り込まれる。なお、第 2 始動入賞口 14B の真下のアウト口 16 に合わせて、ガイドレール 12 における左半円部 12D と右下底部 12E との境界部分には、下方に膨らんだアウト口導入部 12H が設けられている。

【 0 0 4 2 】

遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の左下領域には、左側の側部領域の下端部から第 1 始動入賞口 14A に向かって下るように傾斜する線上に複数の釘 90 が並べられて第 1 ガイド釘列 91 が形成され、その第 1 ガイド釘列 91 の下方には、第 1 ガイド釘列 91 と平行に複数の釘 90 が並べられて第 2 ガイド釘列 92 が形成されている。そして、第 1 ガイド釘列 91 により遊技球が第 1 始動入賞口 14A に案内され、第 2 ガイド釘列 92 により遊技球が第 2 始動入賞口 14B に案内される。また、第 1 及び第 2 のガイド釘列 91, 92 には、途中部分に遊技球が通過可能な断絶部が設けられている。さらに、第 2 ガイド釘列 92 の下方には、一般入賞口 20A が設けられ、その一般入賞口 20A は、遊技板 11 の前面から突出し、上方に常時開放したポケット構造をなしている。

【 0 0 4 3 】

図 2 に示すように、遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の右下領域には、遊技領域 R1 の右側の側部領域を流下してきた遊技球を第 2 始動入賞口 14B に案内するための右下端ガイド部 95 が設けられている。右下端ガイド部 95 は、樹脂製のガイド板 93 と、複数の釘 90 から構成されたガイド釘列 94 とからなる。ガイド板 93 は、ガイドレール 12 の右下底部 12E における上端寄り位置から遊技領域 R1 の左右方向の中央寄り位置まで緩やかに傾斜して真っ直ぐ延びている。なお、ガイド板 93 の上端部から斜め上方にガイド板 93A が延び、そのガイド板 93A がガイドレール 12 における右下底部 12E の上部内面に重ねられている。なお、ガイド釘列 94 は、ガイド板 93 の下端部から第 2 始動入賞口 14B の側縁部までガイド板 93 より急な角度で傾斜して延びている。また、ガイド釘列 94 の途中には、遊技球が通過可能な断絶部 94D が形成され、その断絶部 94D を通過した遊技球はアウト口 16 に向かうようになっている。

【 0 0 4 4 】

遊技領域 R1 における表示装飾枠 23 の右下領域には、ガイド板 93 の上方に第 1 大入賞口 15 が設けられると共に、その第 1 大入賞口 15 の上方に第 2 始動ゲート 18B、さらに、その第 2 始動ゲート 18B の右側方に一般入賞口 20B が設けられている。

【 0 0 4 5 】

第 1 大入賞口 15 は、横長形状をなして遊技板 11 の前面に開口している。また、第 1 大入賞口 15 には、その下側開口縁を中心に前後に回動する可動扉 15T が設けられ、通常は、可動扉 15T が起立して第 1 大入賞口 15 への遊技球の入球（入賞）が規制されている。そして、後述する所定の条件が成立すると可動扉 15T が前に倒れ、その可動扉 15T を案内にして遊技球が第 1 大入賞口 15 に入賞可能になる。

【 0 0 4 6 】

第 2 始動ゲート 18B は、前記した第 1 始動ゲート 18A と同様に、遊技球が通過可能な門形構造をなし、第 1 大入賞口 15 の左右方向の中央の上方に配置されている。一般入賞口 20B は、前述の一般入賞口 20A と同様に、上方に向かって常時開放したポケット構造をなし、第 1 大入賞口 15 の上方から右側方に外れた位置に配置されている。

【 0 0 4 7 】

遊技領域 R1 における表示装飾枠 23 の右側の側部領域には、表示装飾枠 23 より下方でかつ第 2 始動ゲート 18B 及び一般入賞口 20B より上方となる位置にサイド突部 30 が設けられている。サイド突部 30 は、樹脂製であって、遊技板 11 の前面から突出し、ガイドレール 12 に内側から宛がわれている。

【 0 0 4 8 】

10

20

30

40

50

図3に示すように、サイド突部30の上面30Jは、僅かに左下がりに傾斜した平坦面になっていて、そのサイド突部30の左側面30Sは、上面30Jの左側端部から略垂直に下方に延び、サイド突部30の上下方向の中間部分は表示装飾枠23側に突出した中間突部30Tになっている。そして、サイド突部30の左側面30Sの上端から中間突部30Tに亘って第2大入賞口31（本発明の「側方境界入賞口」に相当する）が形成されている。また、第2大入賞口31には、下縁部を中心に回動する可動扉32（本発明の「誘導部材」に相当する）が設けられている。可動扉32には、サイド突部30の左側面30Sに重ねることが可能な平面な入賞ガイド面32Gと、その入賞ガイド面32Gの反対側に位置し、回動中心側は平坦で先方に向かって入賞ガイド面32Gに接近するように湾曲した外面32Fとが備えられている。そして、可動扉32は、通常は、図4に示すように起立姿勢になって入賞ガイド面32Gをサイド突部30の左側面30Sに重ね合わせた状態で第2大入賞口31を閉塞し、後述する所定条件が成立すると図3に示すように可動扉32が表示装飾枠23側に開き、入賞ガイド面32Gが水平方向に対して20～45度の角度で傾斜した状態になって、遊技球が第2大入賞口31に入賞可能になる。

【0049】

サイド突部30の上面30Jは、第2山部25の頂点の僅か下方に位置している。第2山部25の頂点の僅か下方には誘導部材から離れる側に湾曲した湾曲部26が形成されている。そして、可動扉32が聞くと、可動扉32の先端が僅かに第2山部25の下方（湾曲部26）に入り込み、第2傾斜ガイド部25Aの一部と入賞ガイド面32Gの一部とが上下方向で重なる。また、可動扉32が聞いた状態で可動扉32の先端と表示装飾枠23（湾曲部26）との間隔は、遊技球の直径の1～2倍程度の大きさになり、遊技球が通過可能に構成されている。なお、上下方向で重なっていなくても水平方向での第2山部25の頂点と可動扉32の先端の幅が、遊技球の1球未満の範囲内になるように構成することで、可動扉32が開放中に第2山部25の頂点横を遊技球が通過した場合であっても可動扉32に遊技球が接触し易くなり、第2大入賞口31に誘導可能に構成することが可能となる。

【0050】

ここで、遊技領域R1のうち表示装飾枠23の右側の側部領域においては、可動扉32が聞いた状態では、遊技板11の前面から起立したサイド突部30の外周面（上記した左側面30S、上面30Jを含む）のガイドレール12と重なっていない部分が、遊技領域R1のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置となる。また、可動扉32が閉じた状態では、入賞ガイド面32Gの外面32Fが遊技領域R1のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置となる。即ち、可動扉32が聞いた状態では、サイド突部30の外面が本発明に係る「側方境界面」に相当し、可動扉32が閉じた状態では、可動扉32の外面が本発明に係る「側方境界面」に相当する。また、サイド突部30より上側では、ガイドレール12の内面12Sが、遊技領域R1のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置されて本発明に係る「側方境界面」をなし、さらにそれより上側では、蛇行ガイド部23Eの一方の内側面23E2が遊技領域R1のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置されて本発明に係る「側方境界面」になっている。

【0051】

サイド突部30の上方には、ガイドレール12（詳細には、右湾曲部12F）の内面12Sから斜め下方に張り出すように2つの釘90が並べられて本発明に係る張出部96が構成されている。張出部96を構成する釘90, 90同士の間、及び、釘90とガイドレール12との間は、遊技球が通過不能な程度に接近している。また、張出部96の先端に対して表示装飾枠23側の斜め下方には、遊技球1つ分以上の間隔を開けて釘90Sが設けられている。その釘90Sは、本発明に係る「流下経路分割突部」に相当し、遊技領域R1における表示装飾枠23の右側方の側部領域を表示装飾枠23側の流下経路L1と、ガイドレール12側の流下経路L2とに分割する役割を果たしている。そして、その「流下経路分割突部」としての釘90Sと前記した張出部96とから本発明に係る第1傾斜ガイド部97が形成され、その第1傾斜ガイド部97は、蛇行ガイド部23Eを通過してき

10

20

30

40

50

た遊技球を受けて前述した第2傾斜ガイド部25A側に向けて案内可能に構成されている。また、第2傾斜ガイド部25Aは、第1傾斜ガイド部97から受けた遊技球を第2大入賞口31側へと案内可能に構成されている。

【0052】

ここで、図3に示すように、可動扉32を開いた状態で、入賞ガイド面32Gの最上端位置を最上端位置P0（円弧の場合は円弧の頂点）とし、その最上端位置P0から水平に延ばした線分H（図3に示す一点鎖線）と本発明に係る「側方境界面」に相当する部位（この場合は、サイド突部30の左側面30S）との交点を交差部P1とする。そして、この線分Hを、入賞ガイド面32Gの最上端位置P0を中心に「側方境界面」に相当する部位に沿って上方（図3における反時計回り方向）に回動していくと、線分Hが初めて「流下経路分割突部」としての釘90Sに接したときに、線分Hと「側方境界面」としてのガイドレール12の内面12Sとは交差部P3で交差する。このときの最上端位置P0と交差部P3とを結ぶ線分Hが、第2大入賞口31の入賞境界線分Nとなり、第2大入賞口31への実質的な、所謂、「入賞入口」と見なすことができる。その「入賞入口」とは、「入賞口又は当該入賞口に連なる遊技釘等（遊技部材）で構成される遊技球の流下経路のうち、入賞口から最も離れた位置にあるもの」のことであり、「入賞口に連なる遊技釘等」とは、遊技釘間を遊技球が通過できないよう遊技釘等を連続配置したものと/orいう。即ち、遊技球を第2大入賞口31に案内する入賞ガイド面32Gは、「入賞口に連なる遊技釘等」に相当する。なお、一般に、遊技球の直径は11mm、釘の柱部分の直径は1.85mm、釘の頭部分の直径は4.2mmになっている。

10

20

【0053】

また、大入賞口の入賞入口は55mmを越え135mm以下と規定されているため、「流下経路分割突部」としての釘90Sは、入賞境界線分Nの長さが上記の範囲内になるように配置されている。なお、「大入賞口」とは、「入賞口のうち役物が作動した場合に著しく入賞が容易になる入賞口」のことである。また、本実施形態では、本発明に係る「入賞口」として大入賞口（第2大入賞口31）を例にとって入賞入口を説明したが、例えば、入賞境界線分Nの長さが55mm以下の場合には、開閉式の始動入賞口における入賞入口として本発明を適用することが可能であり、入賞境界線分Nの長さが13mm以下の場合には、ゲート及び開閉式ではない始動入賞口における入賞入口として本発明を適用することが可能となる。

30

【0054】

そして、この入賞境界線分Nと入賞ガイド面32Gと「側方境界面」とで囲まれた領域（図3に示す斜線の一点鎖線のハッチング部分）が、入賞境界線分Nと入賞ガイド面32Gと「側方境界面」とに囲まれていない領域よりも第2大入賞口31に遊技球が入賞しやすい高確率流下領域Kとなる。高確率流下領域Kは、遊技球が1つ以上進入可能である（含むことができる）と共に、遊技球を複数の流下経路に分割可能な釘90が設けられていないので、高確率流下領域K内での遊技球の流下方向の変化が少なく、高確率流下領域Kに流下した遊技球のほとんどが第2大入賞口31に入賞し易いようになっている。また、「側方境界面」と入賞境界線分Nとの交差部P3に遊技球が入球可能な入球部を設けることなく、実質的な入賞入口を構成することが可能となる。なお、高確率流下領域K内には遊技球を複数の流下経路に分割しない部材であれば設けてもよく、例えば本実施形態では高確率流下領域K内に遊技球を複数の流下経路に分割しない張出部96が設けられている。

40

【0055】

図5には、遊技板11の右下裏側に配置された賞球処理部品40が示されている。賞球処理部品40は、遊技板11を通して視認可能な液晶モジュール13Mの右下角部に隣接するように配置され、同図の左側から順番に、光装飾部41、第1大入賞処理部42、一般入賞処理部43及び第2大入賞処理部44を備えている。光装飾部41は、図示しないLEDを内蔵し、遊技板11を裏面側から装飾する。第1大入賞処理部42、一般入賞処理部43、第2大入賞処理部44は、それぞれ第1大入賞口15、一般入賞口20A、第2大入賞口31に入賞した入賞球を図示しない遊技球回収路に案内するものである。また

50

、第2大入賞処理部44内には、非V入賞孔45AとV入賞孔45Bとが備えられている。より具体的には、第2大入賞処理部44は、途中でクランク状に屈曲していて、その屈曲部分より下流側に非V入賞孔45AとV入賞孔45Bを横並びに備えている。また、V入賞孔45Bの上方にスライド蓋46が進退してV入賞孔45Bが開閉されるようになっている。そして、可動扉32が開いて第2大入賞口31に入賞した遊技球が取込口44Aから第2大入賞処理部44に取り込まれて、非V入賞孔45AとV入賞孔45Bとの何れかを通過する。このとき、1度遊技球がV入賞孔45Bを通過すると、V入賞孔45Bはスライド蓋46によって閉じられるようになっている。

【0056】

上記した第1及び第2の始動入賞口14A, 14B、一般入賞口20A, 20Bに遊技球が入賞した場合には、パチンコ遊技機の前面に備えた図示しない受け皿に例えれば、3個の遊技球が賞球として払い出され、第1と第2の大入賞口15, 31に遊技球が入賞した場合には、15個の遊技球が賞球として払い出される。遊技者は、以下説明するパチンコ遊技機の遊技内容の下で、より多くの賞球を獲得することを競って遊技を行う。

10

【0057】

そのパチンコ遊技機の遊技内容は以下の通りである。本実施形態のパチンコ遊技機では、普図判定と特図判定を行って遊技が進行する。普図判定は、第2始動入賞口14Bを開くか否かをランダムに決定する判定であり、第1及び第2の始動ゲート18A, 18Bへの入賞に起因して、普図判定を行う権利である「普図当否判定権」が発生する。普図当否判定権は、最大、4つまで保留され、発生順に1つずつ使用されて普図判定が行われる。なお、普図当否判定権の数は、遊技板11上に設けた所定のLEDによって表示される。また、普図判定報知演出は、図示しないが液晶画面13G上で行われる。

20

【0058】

普図判定が行われると、所定の普図判定報知演出が行われてから普図判定の判定結果が報知され、その判定結果が当りであると、第2始動入賞口14Bの可動扉14Cが所定の期間に亘って開かれる。また、このパチンコ遊技機は、時短状態と非時短状態とに切り替わるようになっている。具体的には、第1及び第2の始動ゲート18A, 18Bの何れに入賞した場合も、その入賞時が時短状態か非時短状態かに拘わらず、普図判定を行ったときが非時短状態であれば、1000~20000 [ms] の普図判定報知演出後に判定結果が報知され、99/100の確率で外れになる一方、1/100の確率で当りになり、当りになると第2始動入賞口14Bが1回だけ90 [ms] 間、開く。一方、普図判定を行ったときが時短状態であれば、1000 [ms] の普図判定報知演出後に判定結果が報知され、1/100の確率で外れになる一方、99/100の確率で当りになり、当りになると第2始動入賞口14Bが3回に亘って500 [ms] 間、開く。

30

【0059】

特図判定は、第1大入賞口15及び第2大入賞口31を開く等する、後に詳説する大当たり遊技を実行するか否かをランダムに決定する判定であり、第1及び第2の始動入賞口14A, 14Bの何れかに入賞に起因して、特図判定を行う権利である「特図当否判定権」が発生する。その特図当否判定権は、それぞれ最大、4つまで保留され、発生順に1つずつ使用されて特図判定が行われる。また、保留されている特図当否判定権の数は、非時短状態では、第1始動入賞口14Aへの入賞に係る特図当否判定権のみが液晶画面13Gに表示され、時短状態では、第2始動入賞口14Bへの入賞に係る特図当否判定権のみが液晶画面13Gに表示される。なお、第1及び第2の始動入賞口14A, 14Bに対応した保留数は、図1に示した遊技領域R1外のLED39群によっても報知される。

40

【0060】

また、特図判定報知演出は、第1及び第2の始動入賞口14A, 14Bへの入賞の何れの場合も、図1に示すように、液晶画面13Gに横並びに表示した3つの左、中、右の特別図柄13A, 13B, 13C等によって行われる。それら特別図柄13A, 13B, 13Cは、例えば、「0」~「9」の数字を表記した複数種類のもので構成されており、通常は、各特別図柄13A, 13B, 13Cごと、所定の種類のものが停止表示されている

50

。そして、特図判定が行われると、これら3つの特別図柄13A, 13B, 13Cが、変動表示（上下方向にスクロール表示）され、当否判定結果に基づいて所定時間後に、例えば、左、中、右の順で各特別図柄13A, 13B, 13Cが停止表示される。このとき、大当たりの場合に、例えば、全ての特別図柄13A, 13B, 13Cが同じ図柄、即ち、ゾロ目になり、外れの場合には、ゾロ目以外の組み合わせで停止表示される。なお、特図判定報知演出は、図1に示した遊技領域R1外のLED39群の点灯パターンによっても行われる。

【0061】

本実施形態のパチンコ遊技機は、特図判定で当り（これを、適宜「大当たり」という）になる確率が高い確変状態と、確変状態より特図判定で当りになる確率が低い非確変状態とに切り替わるようになっている。具体的には、第1及び第2の始動入賞口14A, 14Bの何れに入賞した場合も、その入賞時が確変状態か非確変状態かに拘わらず、特図判定を行ったときが確変状態であれば大当たりになる確率は1/100、非確変状態であれば大当たりになる確率は1/400に設定されている。10

【0062】

そして、特図判定を行ったときには、所定の特図判定報知演出が行われてから特図判定の判定結果が報知され、その判定結果が大当たりであると大当たり遊技が実行される。ここでの、第1始動入賞口14Aへの入賞に係る大当たりは、50%の確率で特典付き大当たりになり、残り50%の確率で特典無し大当たりになるように設定されている。一方、第2始動入賞口14Bへの入賞に係る大当たりは、100%の確率で特典付き大当たりになるように設定されている。20

【0063】

大当たりになると、その大当たりが特典付き大当たりか特典無し大当たりかに拘わらず16ラウンドで構成された大当たり遊技が実行され、それら16ラウンドのうち1~13, 15のラウンドでは第1大入賞口15が開き、14, 16のラウンドで第2大入賞口31が開く。但し、14~16のラウンドにおける第1大入賞口15及び第2大入賞口31の開放時間は、特典付き大当たりか特典無し大当たりによって異なる。また、大当たりが特典付き大当たりか特典無し大当たりかに拘わらず、大当たり遊技後には時短状態になるが、特典付き大当たりの方が時短状態は長くなる。それに加えて、大当たり遊技中に、第2大入賞口31内の入賞球がV入賞孔45Bを遊技球が通過した場合に、その大当たり遊技後に確変状態になる。30

【0064】

ここで、特典付き大当たりで大当たり遊技が実行されたときには、何れのラウンドも第1大入賞口15又は第2大入賞口31の開放時間が例えば30秒間となり、多くの遊技球が第1大入賞口15及び第2大入賞口31に入賞可能になる。一方、特典無し大当たりで大当たり遊技が実行されたときには、1~13のラウンドでは第1大入賞口15の開放時間が例えば30秒間になるが、14~16のラウンドでは第1大入賞口15及び第2大入賞口31の開放時間が例えば0.04秒間となり、第1大入賞口15及び第2大入賞口31への入賞が極めて困難になる。従って、実質的に、特典付き大当たりで大当たり遊技が実行されたときにのみ第2大入賞口31に入賞可能になる。それに加えて、特典無し大当たりではスライド蓋46は第2大入賞口31の開放時間に遊技球が入賞しても入賞孔45Bにほとんど入らないタイミングで開閉するので、例え第2大入賞口31Vに入賞したとしても、入賞孔45Bへ入賞して大当たり遊技後に確変状態になるのは極めて稀である。40

【0065】

よって、特典無し大当たりで大当たり遊技が実行されたときには、実質的に第2大入賞口31への入賞が不可能になるので、大当たり遊技後に時短状態でかつ非確変状態（これを「低確時短状態」という）になる。一方、特図判定により特典付き大当たりを引き当てたときは、その大当たりによる大当たり遊技中に、第2大入賞口31への入賞球がV入賞孔45Bを通過したときに、その大当たり遊技後に時短状態でかつ確変状態（これを「高確時短状態」という）になり、その大当たりによる大当たり遊技中に、第2大入賞口31への入賞球がV入賞孔45Bを通過しなかったときは、その大当たり遊技後に低確時短状態になる。また、高50

確時短状態になってからは、所定複数回（例えば、161回）連続して特図判定で外れになったときには非時短状態でかつ非確変状態（これを「通常状態」という）に戻る。一方、低確時短状態では、所定複数回（例えば、100回）連続して特図判定で外れになったときに通常状態に戻る。

【0066】

次に、本実施形態のパチンコ遊技機の作用効果について説明する。本実施形態のパチンコ遊技機では、高確時短状態にすると第2始動入賞口14Bの可動扉14Cが開き易くなり、更に通常よりも大当たりし易いため多くの遊技球が排出されるが、時短状態でないときには第2始動入賞口14Bはほとんど開かないで、遊技者は、まずは第1始動入賞口14Aへの入賞を狙って遊技を行う。そして、遊技領域R1のうち表示装飾枠23より左側の側部領域に遊技球が流下した方が、右側の側部領域を流下するより第1始動入賞口14Aに入賞し易いので、遊技者は、最初は、遊技球が左の側部領域を流下するように操作ノブ（図示せず）を操作する、所謂、左打ち遊技を行う。そして、第1始動入賞口14Aへの入賞による特図判定で大当たりとなるまで左打ち遊技を行い、大当たりが特典付き大当たりになると大当たり後の遊技状態が、今度は、遊技球が左の側部領域を流下して第1始動入賞口14Aに入賞する可能性より、遊技球が右の側部領域を流下して第2始動入賞口14Bに入賞する可能性の方が遊技者に有利となり、しかも、第2始動入賞口14Bに入賞すれば、大当たりとなったときには第1始動入賞口14Aよりも第2始動入賞口14Bに入賞した方が、特典付き大当たりになる可能性が高く構成されているので、遊技球が右の側部領域を流下するように操作ノブ（図示せず）を操作する、所謂、右打ち遊技を行う。そして、右打ち遊技を続けると、特典付き大当たりが多く発生して、多くの賞球の獲得が可能になる。10

【0067】

以下、その右打ち遊技を行ったときの遊技球の流下態様について詳説する。右打ち遊技を行うと、遊技球は表示装飾枠23で勢いを抑えられてから側部領域を流下する。ここで、本実施形態のパチンコ遊技機では、遊技領域R1のうち遊技球が流下可能な側方の境界位置に配置された側方境界面に第2大入賞口31が設けられているという今までにない構成を有する。そして、可動扉32が開くと第2大入賞口31の開口縁から表示装飾枠23に向かって斜め上方に延びた状態になり、可動扉32と表示装飾枠23との間が、第2大入賞口31から外れた遊技球が通過可能な側方外れ球通過路になるので、側部領域を流下した遊技球は、第2大入賞口31に直接入賞するか、可動扉32にガイドされて入賞するか、或いは、第2大入賞口31から外れて側方外れ球通過路を通過するかにランダムに分かれ、側部領域での遊技球の流下に興味を抱かせることができる。また、可動扉32は第2大入賞口31を開閉するので、常時開放した第2大入賞口31を設けた場合に比べて、遊技領域R1における側部領域での遊技球の流下に変化が生じて、より一層高い興味を抱かせることができ、側部領域の有効利用を図ることができる。20

【0068】

さらに、開状態の可動扉32における入賞ガイド面32Gの最上端位置から「流下経路分割突部」としての釘90Sに接するように延ばした入賞境界線分Nと入賞ガイド面32Gと側方境界面とに囲まれた領域を前述の如く高確率流下領域Kとすると、高確率流下領域Kに遊技球が進入すれば高い確率で第2大入賞口31に入賞するので、入賞境界線分Nを第2大入賞口31への実質的な入賞入口と見なすことができるので、遊技者は、入賞境界線分Nを通過した遊技球が高確率流下領域Kを移動して第2大入賞口31へと入賞する様子を視認して楽しむことができる。30

【0069】

また、蛇行ガイド部23Eを通過した遊技球は、第1傾斜ガイド部97と第2傾斜ガイド部25Aで案内されて高確率流下領域Kに進入したり、第1傾斜ガイド部97の途中の「流下経路分割突部」としての釘90Sの手前で高確率流下領域Kに進入したり、釘90Sを通過してから第2傾斜ガイド部25Aの手前で高確率流下領域Kに進入したり、様々なルートで高確率流下領域Kに進入して第2大入賞口31に入賞するので、第2大入賞口31への入賞を種々の流下態様で楽しむことができる。40

【0070】

しかも、第2傾斜ガイド部25Aの一部と入賞ガイド面32Gの一部とが上下方向で重なっているので、第2傾斜ガイド部25Aに遊技球が案内されると第2大入賞口31に入賞する確率が高くなり、そのことを期待して遊技を楽しむことができる。また、第1傾斜ガイド部97は釘90S, 90で構成され、第2傾斜ガイド部25Aは樹脂部品である表示装飾枠23に形成されているので、案内が不安定な第1傾斜ガイド部97による遊技球の案内を無事に乗り切って第2傾斜ガイド部25Aに遊技球が到達すると第2大入賞口31に入賞する確率が高くなり、2つの種類の傾斜ガイド部97, 25Aの相違を楽しむことができる。

【0071】

また、遊技板を裏側が視認可能な透光部材で構成し、遊技板の裏面に表示装飾枠23よりも大きな液晶画面13G(表示部)を配置した場合、表示装飾枠23側に第2大入賞口31を設けると、液晶画面13G(表示部)に第2大入賞口31が被ってしまい液晶画面13G(表示部)を有効利用できない可能性を有するが、側方境界面側に第2大入賞口31(側方境界入賞口)を設けることで液晶画面13G(表示部)への被りを抑制し、液晶画面13G(表示部)を有効利用することが可能となる。

【0072】

[第2実施形態]

本実施形態のパチンコ遊技機を、図6に基づいて説明する。前記第1実施形態では、本発明に係る「流下経路分割突部」が釘90Sによって構成されていたが、本実施形態のパチンコ遊技機では第2始動ゲート18Bによって構成されている。具体的には、本実施形態のパチンコ遊技機では、前記第1実施形態より遊技領域R1のうちサイド突部30と蛇行ガイド部23Eとの間の横幅が広くなっている。そして、前記第1実施形態で第2大入賞口31に左下でかつ第1大入賞口15の真上に配置されていた第2始動ゲート18Bが、本実施形態では、サイド突部30と蛇行ガイド部23Eとの間でかつ開放状態の可動扉32の略真上となる位置に配置されている。そして、この第2始動ゲート18Bによって、遊技領域R1のうちサイド突部30と蛇行ガイド部23Eとの間が、第2始動ゲート18Bとガイドレール12との間の第1の流下経路と、第2始動ゲート18Bと表示装飾枠23との間の第2の流下経路と、第2始動ゲート18Bの内側を遊技球が通過する第3の流下経路とに分割されている。また、第2の流下経路の下方では、表示装飾枠23がガイドレール12側に突出して装飾枠サイド突部27を形成し、装飾枠サイド突部27の上方には第2大入賞口31に向けて傾斜した湾曲部27Aが形成されている。湾曲部27Aは第2の流下経路を流下する遊技球を第2大入賞口31側へと案内可能に構成されている。

【0073】

そして、本実施形態では、可動扉32を開いた状態で、入賞ガイド面32Gの最上端位置P0から右水平方向に延ばした線分Hを最上端位置P0を中心に上方に回動し、初めて「流下経路分割突部」である第2始動ゲート18Bに接したときに、その線分Hと「側方境界面」であるガイドレール12の内面12Sとの交差部P3から最上端位置P0まで引いた線分が、第2大入賞口31への実質的な「入賞入口」と見なすことが可能な入賞境界線分Nになっている。その他の構成は、第1実施形態と同じであるので、重複した説明は省略する。

【0074】

このような構成においても、前記第1実施形態と同様の効果を奏すことができると共に、高確率流下領域K内の遊技球の流れに僅かな変化を生じさせることができ、遊技の趣向性を向上させることができる。

【0075】

[第3実施形態]

本実施形態のパチンコ遊技機を、図7に基づいて説明する。本実施形態のパチンコ遊技機では、サイド突部30の左側面30Sに前記第1実施形態の第2大入賞口31及び可動扉32は設けられていない。それらに代わり、サイド突部30の左側面30Sと隣り合わ

10

20

30

40

50

せとなる位置には、遊技板 11 の前面に開放した矩形状の前面開口 50K が形成され、その前面開口 50K が、常には、前後回動蓋 50T にて閉鎖されている。その前後回動蓋 50T は、平板形状をなし、その下縁部を中心に前後に回動可能になっている。そして、前後回動蓋 50T が前側に回動して開状態になったときは、開状態となった前後回動蓋 50T が上方から流下する遊技球を受け止め、前面開口 50K に流下させる。つまり、前後回動蓋 50T と前面開口 50Kとの間に上方に開口した、本発明に係る「側方境界入賞口」としての側部大入賞口 50 が形成される。一方、前後回動蓋 50T が後側に回動して閉状態になると前後回動蓋 50T の前方を遊技球が通過することができる。

【 0 0 7 6 】

また、前面開口 50K の右開口縁にはサイド突部 30 の左側面 30S が隣接している。10
 一方、前面開口 50K の左開口縁には、遊技板 11 の前面側から突出した誘導部材 60 が隣接している。誘導部材 60 は、表示装飾枠 23 に向かって斜め上方に延びている。また、誘導部材 60 は、その側部大入賞口 50 側の端部が、前後回動蓋 50T の上端部の高さになるように設定されると共に、その上面である入賞ガイド面 60G が前面開口 50K に向かって傾斜した平坦な傾斜面になっている。これにより、遊技球をスムーズに側部大入賞口 50 に誘導することができる構成になっている。そして、本実施形態では、前後回動蓋 50T が開いた状態で入賞ガイド面 60G の最上端位置 P0 から右水平方向に延ばした線分 H を最上端位置 P0 を中心に上方に回動し、初めて「流下経路分割突部」である釘 90S に接したときに、その線分 H と「側方境界面」であるガイドレール 12 の内面 12S との交差部 P3 から最上端位置 P0 まで引いた線分が、側部大入賞口 50 への実質的な「入賞入口」と見なすことが可能な入賞境界線分 N になっている。その他の構成は、第 1 実施形態と同じであるので、重複した説明は省略する。20

【 0 0 7 7 】

このような構成においても、前記第 1 実施形態と同様の効果を奏すことができると共に、高確率流下領域 K 内の遊技球の流れに僅かな変化を生じさせることができ、遊技の趣向性を向上させることができる。

【 0 0 7 8 】

[他の実施形態]

本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、例えば、以下に説明するような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。30

【 0 0 7 9 】

(1) 前記第 1 実施形態のサイド突部 30、第 2 大入賞口 31 及び可動扉 32 は、遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の右側の側部領域に配置されていたが、図 8 に示すように、サイド突部 30、第 2 大入賞口 31 及び可動扉 32 を、遊技領域 R1 のうち表示装飾枠 23 の左側の側部領域に配置してもよい。その際も第 2 大入賞口 31 の上方に「流下経路分割突部」(図中では釘 90S) を設け、表示装飾枠 23 の左側の側部領域により「側方境界面」を構成して入賞入口を構成し、高確率流下領域を構成してもよいとする。

【 0 0 8 0 】

(2) 側部領域を挟んで対向する本発明に係る「演出部材側縁突壁」と「側方境界面」との一方と他方とにそれぞれ入賞口をそれぞれ設けてもよい。具体的には、図 9 に示すように、「側方境界面」としてのサイド突部 30 の右側面 30S に第 2 大入賞口 31 を設ける一方、「演出部材側縁突壁」としての表示装飾枠 23 に可動入賞口 83 を設けてもよい。その際も側方境界面側の入賞口の上方に「流下経路分割突部」(図中では釘 90S) を設け、流下経路分割突部と側方境界面を利用して入賞入口を構成し、高確率流下領域を構成してもよいとする。また演出部材側縁突壁側の入賞口の上方にも「流下経路分割突部」を設け、流下経路分割突部と演出部材側縁突壁を利用して入賞入口を構成し、高確率流下領域を構成してもよいとする。

【 0 0 8 1 】

(3) 前記実施形態では、包囲壁としてのガイドレール 12 に隣接配置したサイド突部

10

20

30

40

50

30に本発明の「側方境界入賞口」としての第2大入賞口31が設けられていたが、本発明に係る「包囲壁」に本発明に係る「側方境界入賞口」を設けてもよい。具体的には、図10に示すように、ガイドレール12の一部をブロック体80に置き換えて、包囲壁をガイドレール12とブロック体80とで構成し、そのブロック体80のうち遊技領域R1側を向いた内側面（本発明の「側方境界面」に相当する）に、可動扉81により開閉される第2大入賞口82を設けてもよい。その際も第2大入賞口31の上方に「流下経路分割突部」（図中では釘90S）を設け、包囲壁と流下経路分割突部を利用して「側方境界面」を構成して入賞入口を構成し、高確率流下領域を構成してもよいとする。

【0082】

(4) 前記実施形態では、パチンコ遊技機に本発明を適用していたが、遊技機であれば10、コイン遊技機やスロットマシン、アレンジボール等に備えててもよい。

【0083】

(5) 前記実施形態の入賞ガイド面32G, 60Gは、平坦な傾斜面であったが、例えば、湾曲した面であってもよい。

【0084】

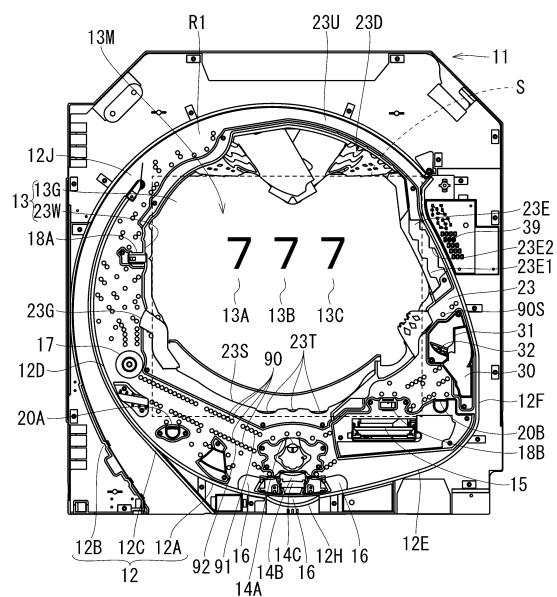
(6) 流下経路分割突部は、釘やゲート以外でもよく、例えば風車など流路が分割できるものであればよい。

【符号の説明】

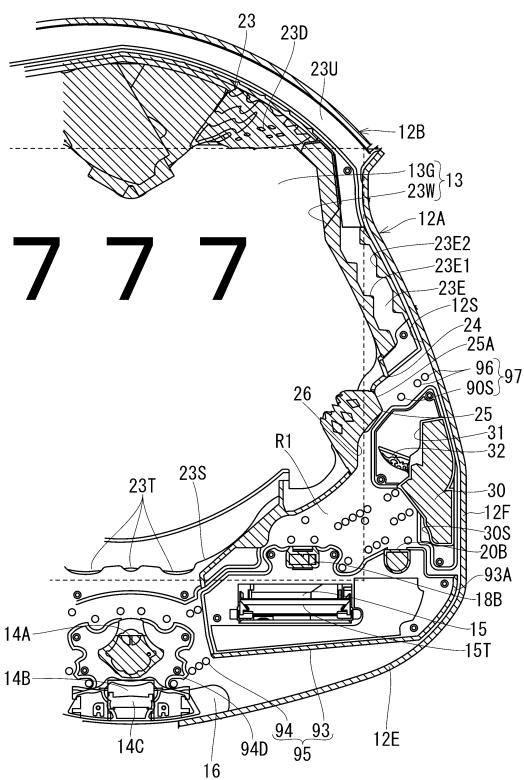
【0085】

11	遊技板	20
13	メイン表示演出部（遊技演出部）	
23D	進入規制壁（演出部材側縁突壁）	
23E	蛇行ガイド部	
23E2	内側面（側方境界面）	
25A	第2傾斜ガイド部	
30	サイド突部	
30J	上面（側方境界面）	
30S	左側面（側方境界面）	
31, 82	第2大入賞口（側方境界入賞口）	
32, 81	可動扉（誘導部材）	30
32G, 60G	入賞ガイド面	
50	側部大入賞口（側方境界入賞口）	
91	第1ガイド釘列	
92	第2ガイド釘列	
96	張出部	
97	第1傾斜ガイド部	
K	高確率流下領域	
L1, L2	流下経路	
N	入賞境界線分	

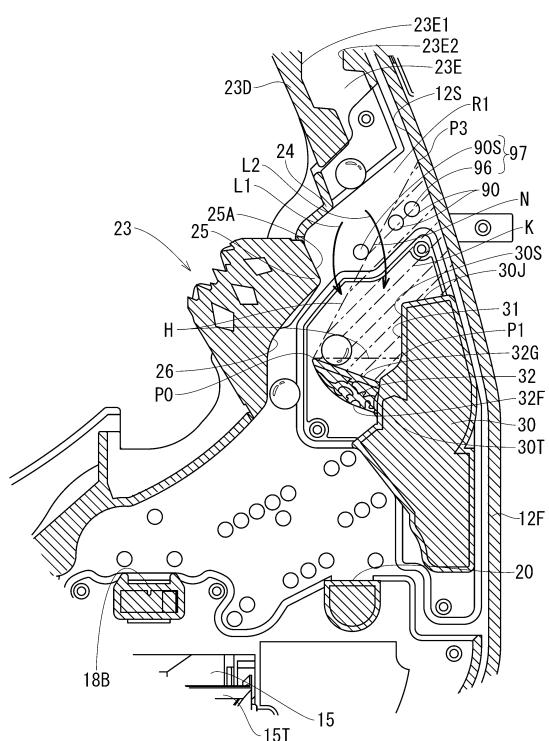
【図1】



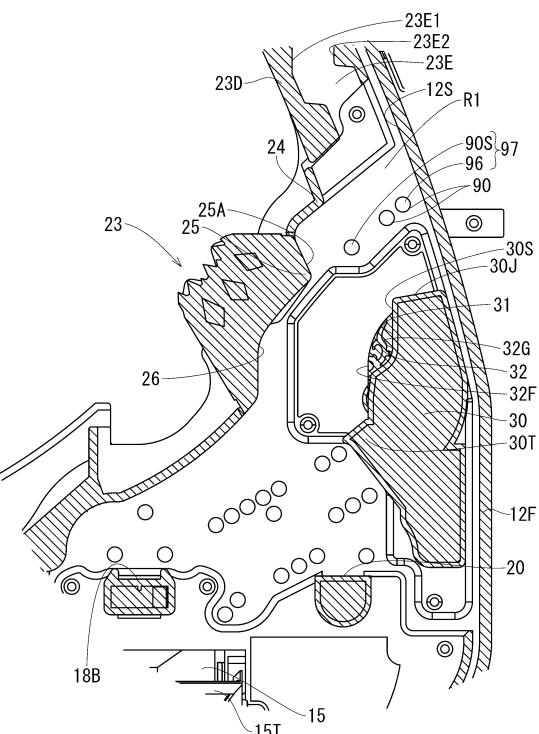
【図2】



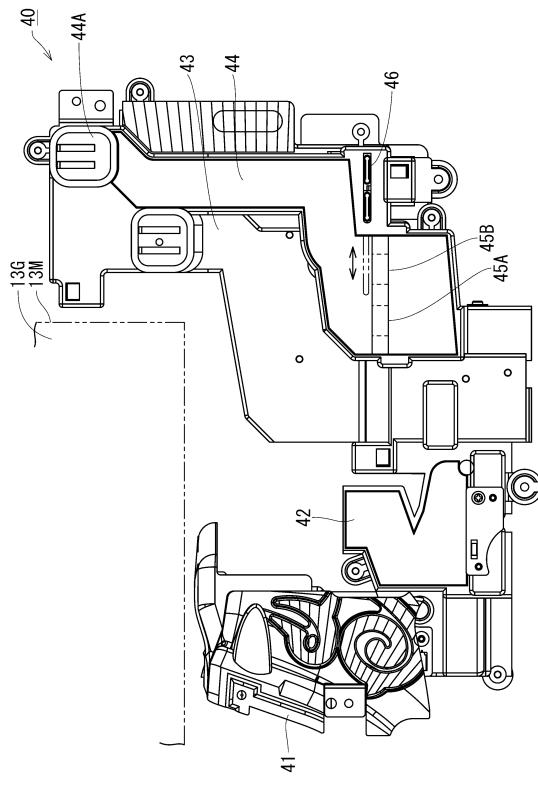
【図3】



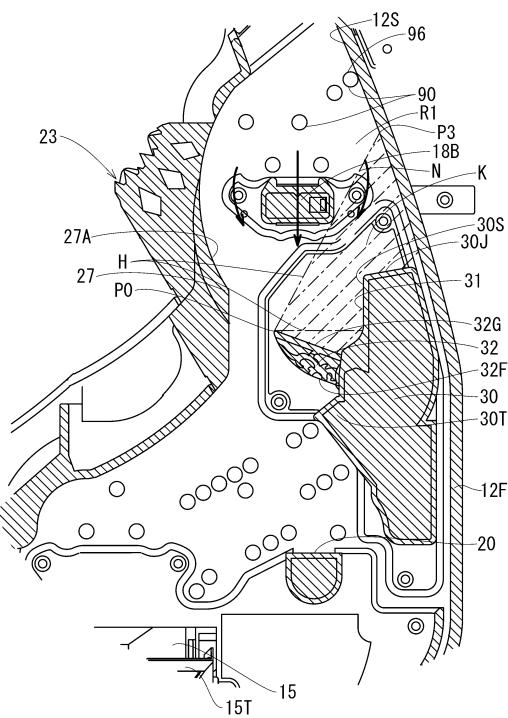
【図4】



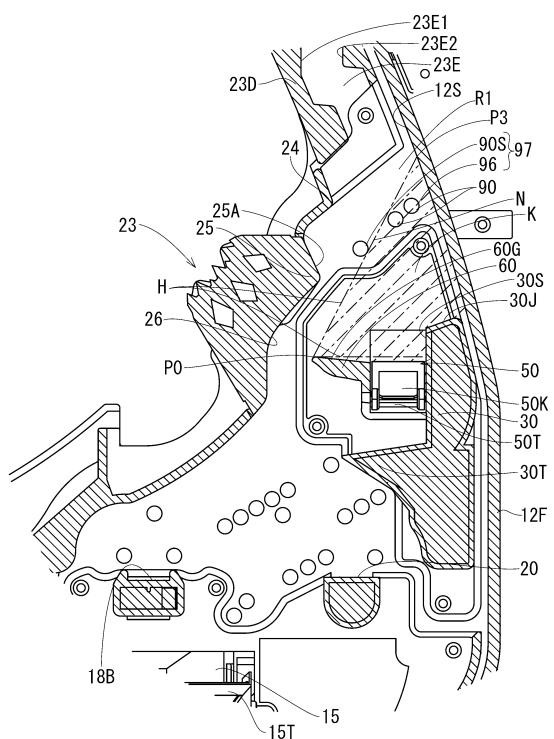
【図5】



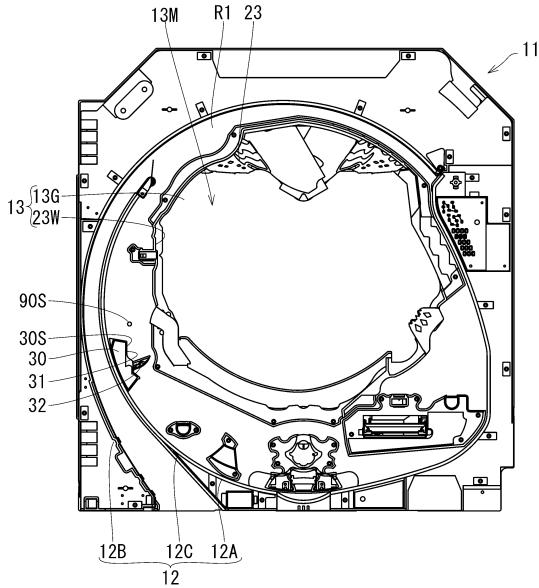
【図6】



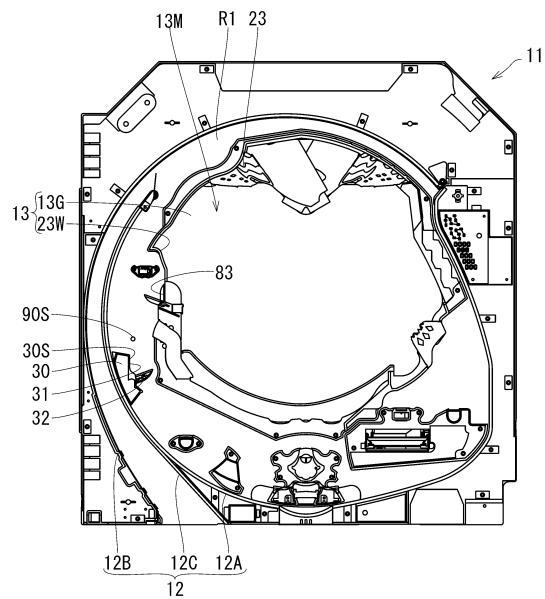
【図7】



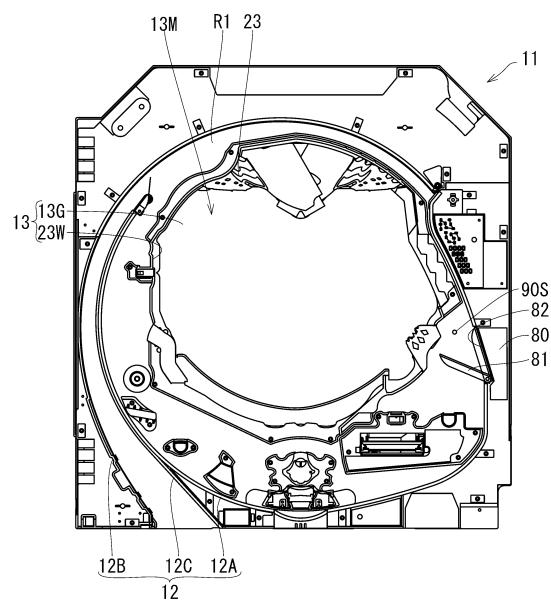
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(72)発明者 高橋 英剛

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

審査官 中野 直行

(56)参考文献 特開2014-018271(JP,A)

特開2014-064830(JP,A)

特開2012-010838(JP,A)

特開2013-255723(JP,A)

特開2008-012184(JP,A)

特開2013-013504(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 7/02